

手続のフローチャート <イメージ>
(包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合)

包括宗教法人（国所轄）が被包括宗教法人（都道府県所轄）を取りまとめて、指定寄附金の募集を行うに当たっての手続等については、次のとおりとする。

【副申・確認申請】

- 被包括宗教法人は、都道府県に、募集計画の副申を求ることとする。
 - ↓
 - 所轄庁（都道府県）は、取扱要領に沿って精査し、内容が適正と認めるときは、当該被包括宗教法人に副申書を交付する。
 - ↓
 - 被包括宗教法人は、包括宗教法人に副申書と募集計画に係る書類（所轄庁への申請書類）を一式提出することとする。
 - ↓
 - 包括宗教法人は、所轄庁の副申書を得た被包括宗教法人の申請書類を取りまとめて、文化庁に確認を求ることとする（各被包括宗教法人に係る副申書も文化庁に提出する）。

なお、募集については、複数回に区分して行うこと可能とするが、募集を行おうとする際には、その都度、文化庁に確認を求ることとする。

 - ↓
 - 文化庁は、包括宗教法人の募集目標額が、取りまとめて募集を行うこととなる被包括宗教法人の各自の募集目標額の合計に募集に要する経費を加えた額と合致しているかを確認すること。
 - ↓
 - 文化庁が確認をした場合には、当該包括宗教法人に確認書を交付する。

募集の開始日は、当該確認の翌日以降とする（募集期間は、3年間を限度とする）。

 - ↓
 - 文化庁は、包括宗教法人へ交付した確認書の写し（及び各被包括宗教法人に係る副申書の写し）を財務省に提出する。
 - ↓
 - 包括宗教法人は、被包括宗教法人の募集計画額を取りまとめて、一括して募集を行うものとする。

【年次報告】

- 被包括宗教法人は、所轄庁に年次報告を行うこととする。
 - ↓
 - 所轄庁は、当該被包括宗教法人に通知書を交付する。
 - ↓
 - 被包括宗教法人は、包括宗教法人に通知書と報告書類一式を提出する。
 - ↓
 - 包括宗教法人は、被包括宗教法人の年次報告及び通知書を取りまとめて、文化庁に年次報告を行うこととする。
 - ↓
 - 文化庁から、財務省に報告することとする。

【募集終了報告】

- 包括宗教法人は、募集活動を完了した場合には、文化庁に事実上報告する。
また、包括宗教法人は、被包括宗教法人にもその旨報告する。
↓
- 被包括宗教法人は、所轄庁に募集終了報告を行うこととする。
↓
- 所轄庁は、被包括宗教法人に通知書を交付する。
↓
- 被包括宗教法人は、包括宗教法人に通知書と報告書類一式を包括宗教法人に提出する。
↓
- 包括宗教法人は、被包括宗教法人の募集終了報告及び通知書を取りまとめて、文化庁に募集終了報告を行うこととする。
↓
- 文化庁から、財務省に報告することとする。

【募集終了後事業報告】

- 被包括宗教法人は、募金終了後、寄附事業が終了するまで、毎年度、所轄庁に報告する。
↓
- 所轄庁は、当該被包括宗教法人に通知書を交付する。
↓
- 被包括宗教法人は、包括宗教法人に通知書及び報告書類一式を提出する。
↓
- 包括宗教法人は、被包括宗教法人の報告及び通知書を取りまとめて文化庁に報告を行うこととする。
↓
- 文化庁から、財務省に報告することとする。

【完了報告】

- 被包括宗教法人は、原状回復事業を完了した場合には、所轄庁に報告する。
↓
- 所轄庁は、当該被包括宗教法人に通知書を交付する。
↓
- 被包括宗教法人は、包括宗教法人に通知書及び報告書類一式を提出する。
↓
- 包括宗教法人は、被包括宗教法人の報告及び通知書を取りまとめて文化庁に報告を行うこととする。
↓
- 文化庁から、財務省に報告することとする。